

令和6年第12回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和6年12月24日（火）第12回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄
13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子
16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子
19番 青 木 正 好		

(19名)

欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主 査 永 嶋 将	主 事 渡 邊 妃奈乃
経済部農政課	主任主事 湯 澤 研 斗	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎事務局長は開会に先立ち、議案書15ページの議案第4号の9番について、申請の取り下げがあったため削除を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前10時00分、令和6年第12回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

9番 黒 川 幸 昭 委員、 17番 金 子 重 博 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、

議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買1件、贈与2件、死因贈与1件の合計4件の許可申請が提出されました。そのうち申請番号3番と4番について補足説明をさせていただきます。まず3番につきましては死因贈与という原因による所有権移転ですが、その死因贈与について説明いたします。死因贈与とは自分が亡くなった時に特定の人に財産を渡すことを生前に決める契約のことです。遺言との違いは、遺言は一方的な意思表示ですが、死因贈与は両者の合意契約、つまり贈与を受ける者の了承が必要となります。通常は書面で契約書を作成しますが、今回の件につきましてはその書面が作成されておらず口頭での約束だったため、その約束を証明するために裁判にかけられました。それにより判決で死因贈与が成立し今回の申請へと繋がりました。次に4番についてですが、申請地は以前から現況地目が宅地となっており、砂利やアスファルトなどが敷いてある状態でした。12月18日に事務局が現地調査に伺ったところ、アスファルトは剝がされていましたが、その剝がされた跡は砂利となっており、申請地は全面的に砂利が敷かれている状態となっていました。申請者の意向を確認したところ、砂利も今後は撤去して農地に復元させる予定で、現在その方法を業者と検討中ということでしたので、条件付きで許可をするのが良いかと思われれます。その条件は、以前条件付きで許可した案件と同様に、3ヶ月以内に農地へ復元させて来年からの作付けを目指すこととし、もし条件がクリア出来なければ許可の取り消しをするという内容でいかがでしょうか。以上が補足説明となります。そのほかの案件につきましては、別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎関口 清委員 1番上日向の件は、東京都小金井市の●●さんから東京都清瀬市の●●さんへの無償の所有権移転でありまして、●●さんが●●さんの実家の宅地と宅地続きの農地と農業機械を購入して、そこでアスパラや芋などを栽培するということですので、問題ありませんのでご承認をお願いいたします。

◎松井研吉委員 2番の深津の件は、深津の●●さんから、松原の●●さんへの無償による所有権移転になります。何ら問題はありませんので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

◎小平敏男委員 3番の南上野町の件は贈与による所有権移転になります。4筆ありまして、●●さんから●●さんへの死因贈与でございます。この件に対しては、通常であれば亡き●●さんから●●さんに相続登記の手続きをして処理するものですが、しかし、遺産分割に関して同意を得られない相続人がいたため、裁判による解決を図ったようです。相続登記であ

れば農地法許可は不要ですが、死因贈与は農地法許可が必要なため、今回の申請に至ったわけです。なお、裁判による確定判決があるため、許可申請は譲受人である●●さんの単独申請となっております。ご承認のほどよろしく願いいたします。

◎金子重博委員 4番、上永野の件は、栃木市の●●さんから東京都の●●さんへの売買です。先ほど事務局の説明があったとおり現在は砂利が敷いてありまして、3ヶ月以内に農地に戻して自家消費野菜を作るとのことですので、ご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番から4番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。5ページをご覧ください。1番は深岩地内において、●●さん申請の農地改良への一時転用であります。申請地は周囲を畑、水路及び道路に囲まれた農地であり、農振法上の農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであり、不許可の例外に該当します。以上、4条転用1件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎黒川幸昭委員 それでは現地調査の報告をいたします。去る12月17日に金子委員と事務局3名、私の5名で現地調査を行いました。この田んぼは周囲に比べて地盤が低いため盛り土をするということで、現地に問題は無いと見て参りました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎高村秀男委員 ただ今の事務局の報告並びに現地調査員の報告のとおりでございまして、過去に土地改良を行いました、やはり耕作には無理があるところがあるということで盛り土をするということです。何ら問題はございませんのでご承認のほどよろしく願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、

議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の6ページからご覧ください。1番は、見野において●●さん申請の農家住宅の敷地拡張への転用であります。申請地は周囲を田、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、不許可の例外の中の、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。なお、本件は令和4年に農振除外を行っていましたが、その後とるべき転用許可を取っていなかったものであるため、始末書が添付されております。2番は、板荷において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畑、雑種地、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。3番は、下沢において●●申請の資材置場及び駐車場への転用であります。申請地は周囲を畑、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、不許可の例外の中の、集落に接続し日常業務に必要な施設に該当します。なお、本件は転用手続きを取らずに資材置場及び駐車場として利用していたため、始末書が添付されております。4番は、加園において●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を畑、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、不許可の例外の中の、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。5番は、久野において●●さん、●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を畑、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、不許可の例外の中の、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。6番は、深程において●●申請の砂利採取及び表土堆積場への一時転用であります。申請地は周囲を田、畑、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであり、不許可の例外に該当します。以上、5条転用6件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎金子重博委員 12月17日に私と黒川委員、橋本局長、宇賀神係長、永嶋主査の5名で現地調査を行いました。議案第3号については、番号1番から6番までとなりますが、現地に問題が認められた案件は1番の敷地拡張への転用申請と、3番の資材置き場・駐車場への転用申請で、周囲の状況から転用自体は問題無いと思われませんが、1番の現地は一部農地にはみ出しているため始末書が必要と見て参りました。3番の現地は既に一部に建物また資材が置かれているため始末書が必要と見て参りました。それ以外の案件については、問題は認められませんでしたので報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

- ◎田野井晃造委員 先ほどの事務局と現地調査員の報告のとおり、転用自体は問題無いと思いますので、始末書付きでご承認のほどよろしくお願ひいたします。
- ◎竹澤 靖委員 2番の件ですけれども、事務局、現地調査員のご報告のとおり、何ら問題ございませんのでご承認お願ひしたいと思います。
- ◎高村秀男委員 この件も事務局並びに現地調査の報告のとおり、始末書付きということで転用事態は問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。
- ◎小林和夫委員 4番の件につきましても、現地調査員と事務局の説明のとおり問題はございませんので、ご承認をお願ひいたします。
- ◎青木正好委員 まず5番の久野の件ですが、●●さんの次男の●●さんが、地元に戻って住宅を建てるということで問題はありません。6番の深程の件は田んぼの砂利採取のための一時転用ですので、何ら問題は無いと思われまますのでご承認をお願ひいたします。
- ◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番から6番について許可することに決定した。
- ◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」及び議案第5号「農用地利用配分計画について」並びに議案第6号「農用地利用集積計画一括方式について」を一括して議題とし、議案説明を事務局に求めた。
- ◎事務局（渡邊主事） 議案第4号と議案第6号の「農用地利用集積計画について」をまずご説明いたします。鹿沼市長より令和6年12月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には所有権移転、更新の利用権設定、中間管理事業について記載しております。議案書10ページから13ページをご覧ください。所有権移転が7件、9筆、13,805㎡となっております。議案書14ページをご覧ください。利用権設定の更新が1件、9筆、7,968㎡となっております。議案書21ページから22ページをご覧ください。中間管理事業が3件、4筆、11,740㎡となっております。これら合計11件、22筆、33,513㎡となっております。以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。次に、議案第5号「農用地利用配分計画に係る意見について」ご説明いたします。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農用地利用配分計画を作成し、同法19条により、この農用地利用配分計画の案を市が作成する場合には農業委員会の意見を聴くものとされています。この度、受け手から返還を受けた農地を、再度別の受け手に貸し付ける再配分のための計画が出されました。議案書には配分計画に係る利用権設定について記載しております。議案書16ページから20ページをご覧ください。再配分に係る利用権設定が、
-

5件、41筆、30,362㎡となっております。以上、議案第4号から6号まで、まとめてご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号及び議案第5号並びに議案第6号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、議案第4号及び議案第5号並びに議案第6号の1番から17番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第7号「農業振興地域整備計画の変更（農振編入）について」を議題とし、議案説明を経済部農政課に求めた。

◎事務局（農政課湯澤主任主事） 議案第7号「農業振興地域整備計画の変更（用途区分）について」ご説明いたします。議案書23ページをご覧ください。まず用途区分の変更についてご説明させていただきます。用途区分の変更とは、農業振興地域内の農地を畜舎や農機具倉庫等の農業用の施設に変更する場合に行われるもので、農業に関係する施設への転用を目的とするため農振除外は不要となります。ただし、農地法上の農地ではなくなるため、その土地の用途を農地から農業用施設用地へと変更する手続きが必要となります。それでは今回の案件について説明させていただきます。番号1番、茂呂の●●さん申出の農地から農業用施設用地への用途変更です。面積は1筆332㎡の内194.89㎡。場所は茂呂地内で、あさひ台公園から北東へ約400mに位置し、四方を畑に接しております。申請者の住居は道路を挟んで向かいにあり、申出地の周辺は申請者の農地となっております。今回の案件は既に建ってしまったという、いわゆる違反案件でありまして、始末書とともに申出書が提出されました。申出地には、以前申請者の父が住んでいた住居があり、現在はその住宅は解体されておりますが、農機具等を収納する倉庫は現在も残っており、今も利用しています。農業経営の発展を図るものであること、また周辺農地に与える影響が少ないことから、用途区分の変更を支障はないと思われまます。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）の変更について農政課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎神長守雄委員 12月18日に現地調査いたしまして、先ほど説明がありましたとおり親が住んでいた元住居の作業小屋が建っていることですが問題は無いと思います。別紙資料のとおりですのでよろしく申し上げます。

◎議長は、議案第7号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、議案第7号の1番について異存無しと決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時40分に閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和6年12月24日

議 長

署名委員

署名委員
